

Gard Insight

鋼材の船積み前検査に関するGardの方針、2016/2017保険年度も変更なし

こちらは、英文記事「[Pre-Load Steel Surveys - Gard policy unchanged for 2016-2017](#)」（2016年2月16日付）の和訳です。

鋼材の船積み前検査 (PLSS) について一部のメンバーに意見を求めたところ、船積み前検査は損害軽減に寄与していることから、その費用についてはてん補を継続すべきという意見が一般的でした。

はじめに

Gard における鋼材の船積み前検査 (PLSS) の年間推定費用は 200 万米ドル超にのぼります。Gard は、先頃、船積み前検査を度々利用しているメンバーと意見交換を行うなどして、PLSS 費用をてん補している現在の方針の見直しを行いました。その過程において、2016/2017 保険年度については方針変更を正当化するだけの十分な情報が集まっておらず、変更した場合には益よりも害の方が大きくなりかねないことが判明したことから、Gard では、PLSS 費用のてん補を継続することといたします。ただし、今後もこの方針については見直しを行ってまいります。



Gard の方針

免責金額を適用することなく、(用船者と費用を分担した後の) PLSS 費用を 100%てん補いたします。クラブがてん補した費用はメンバーのロスレコードに反映されます。ただし、船荷証券に PLSS のリマークが記載されていること、または、船主の承諾なく用船者が船荷証券にリマークを記載していない場合には、メイツ・レシートに PLSS のリマークが挿入されていること、メイツ・レシートに基づいて船荷証券に署名する旨が船長の授權書 (Letter of Authority) に明示的に記載されていることを条件とします。

- メンバーはこの方針の許諾・拒否を選択することができます。この方針は原則として船主加入に適用されますが、船荷証券上は運送人とみなせる用船者や、鋼材の損害に係る用船契約クレームに直面する可能性のある用船者にも適用可能です。ただし、船荷証券に PLSS のリマークが正確に反映されていない場合、保険は適用されません。
- Gard は鋼材完成品に対する PLSS を推奨していますが、そのとおりに検査しなかった場合に発生したクレームでもてん補対象外になるわけではありません。しかし、積荷の品目、数量、状態に関する船荷証券の記載に誤りがあることを船長 (またはメンバー) が知っていた場合、てん補対象外になる可能性があります ([Gard 約款 34.1 の但書 ix](#) をご参照ください)。鋼材完成品の検査費用をてん補する保険は、積荷の全部または一部に適用可能ですが、船積みの際に積荷の状態を確認している場合に限られます。てん補範囲からは、積荷の検数、ハンドリング、積み付け、固縛、船舶の堪荷性、堪航性の確認は除外されます。ただし、てん補対象のクレームをこれらの要素に基づいて防御する場合には、検査費用のてん補が (免責金額と加入条件に基づいて) 検討されることとなります。鋼材貨物の揚げ荷時の状況確認検査の場合も同様です。
- 鋼材の低価値品と半製品に対する検査の費用はてん補されません。例えば、鋼ビレット、ブルーム、スラブ、鋼くず、鋼切りくず、銑鉄などがこれに該当します。その他の鋼材については、Gard までお問い合わせください。

PLSS 方針の見直しにおいて考慮した事項

見直しの過程において、クレームの削減や回避を図る上で、PLSS は支払金額に見合う価値があると思うかどうかを尋ねたところ、主に以下のような回答が寄せられました。

- はい。船荷証券にリマークが記載されているかどうかに関係なく、貨物販売プロセスにおいて、クレームの回避・抑止に PLSS リマークが使用されています。
- はい。PLSS によって、荷送人とステバドアの規律が確保され、それが船積み前の欠陥や損傷の抑制に寄与しています。
- はい。用船者が PLSS リマークのない不正な無故障船荷証券を発行した場合に、用船者から回収するために PLSS を利用しています。

一部の国の法律の下では、船主が悪意のない荷受人から貨物クレームを申し立てられた場合、不正な船荷証券に拘束されないようにするのは困難なことが多く、そうした場合、上の 3 番目の回答が指摘しているように PLSS が有効であると思われます。PLSS は、適切な故障付船荷証券に基づいた船積み前クレームを防御するための証拠として用いられることはまれであることも今回の調査で分かりましたが、これは、リマークによって運送人が適切に保護されることを貨物の利害関係者が認識しているので、クレームを提起しないからだと考えられます。

また、PLSS をより費用対効果の高いものにするにはできるとの意見もメンバーの方々から寄せられています。メンバーの中には、自ら料金を交渉し、直接サーベイヤーを指名しているメンバーもいれば、検査の手配や料金交渉をクラブとコレスポンデントに大きく依存しているメンバーもいます。概して、乗組員には貨物を自らが検査できるだけの専門性も時間もありません。ただし、サーベイヤーとの料金交渉なら行える場合があります。船主と用船者の間の費用分担に関する慣行はマーケットの状況に応じて様々です。現在のマーケット状況では、保険での特典補を止めた場合、PLSS が実施されなくなるという船主にとって不利な状況がもたらされることも考慮しました。

Gard は、2012 年の SAGA EXPLORER 号事件で英国の裁判所が下した判決、すなわち運送人の船荷証券における留保条項 (RETLA 条項) の効力を制限する判決も考慮に入れました¹。1970 年の判例において、米国の裁判所は、RETLA 条項によっても、鋼材貨物を受け取った時点でそれに錆や湿気がなかったことを船主が認める表明をしたことにはならないとの判断をしました (ちなみにこの判例が、RETLA 条項という名前の由来となりました)。英国の裁判所は、この米国の判例がその後一貫して踏襲されてきたわけではないことを指摘した上で、RETLA 条項は貨物の表面的な外観の状態に限定される一すなわち、(不可能ではないものの) 回避困難な、鋼材貨物に発生しやすいある程度目視可能な表面上の錆に限定されるという見解を示しました。この判決は他の管轄区域でも説得力を持つ可能性があり、リマークの付記に対するより慎重な姿勢を助長し、PLSS の重要性を高めることとなります。ただ興味深いことには、SAGA EXPLORER 号の場合、PLSS にリマークが付いていたにもかかわらず、無故障船荷証券が発行されていました。

メンバーと Gard が今後できること

どの貨物について検査を行った方がよいか？

Gard は、(他のいくつかの P&I クラブと足並みを揃えて) 鋼材の完成品に対して PLSS を実施するという現行の [推奨方針](#) (英文のみ) を変更しないことを決めました。この鋼材完成品には、例えば、以下のものが含まれます。

- コイル状または束状の熱延鋼板
- コイル状、梱包済みまたは束状の冷延鋼板

¹ 参照：Gard News 209 February/April 2013 「[英国法 - 錆に関する RETLA 条項](#)」

- 亜鉛メッキ鋼
- ステンレス鋼
- プリキ板
- 線材
- 鋼管
- 建材（鉄筋、導水管、形鋼、梁、棒鋼、帯鋼、鋼矢板、鍛造品）。

検査の費用・便益および範囲

Gard は、次の保険年度において、費用・便益が明確になるように、PLSS に関する情報・データを強化し、検査料金に関する透明度を高めます。最初の貨物検査が済んだら、サーベイヤーは船積み作業に立ち会い続ける必要はありません。船積み中に損傷が発見された場合には、船長がサーベイヤーの再立ち会いの要否を判断すればよいのです。サーベイヤーは、よく用いられる船積み事例などを考慮して、船積み作業時に何に注意を向けておくべきかを船長に助言することができます。

特定のトレードで頻繁に寄港する港におけるサーベイの要否については、Gard のクレーム担当者と相談するようにしてください。鋼材は極めて高い品質を維持していることが多く、PLSS リマークがあるケースはごくわずかです。このような状況においては、大まかな検査で十分であり、詳しい検査レポートは不要かもしれません。

用船契約条項の推奨案

PLSS の費用は、自身の船荷証券を発行し、船主から貨物賠償クレームを申し立てられたり、再用船者から直接貨物クレームを申し立てられたり可能性がある定期用船者としてしばしば折半するケースがあります。こうした状況を踏まえて、Gard では、以下の用船契約条項（英文）を使用することを船主の皆様に推奨いたします。

Pre-loading steel survey on finished steel products as defined by owners' P&I Club at owners' option. Surveyor to be appointed by and, in the first instance, paid for by owners. Charterers to reimburse owners with 50 per cent of the survey cost on provision of a copy of the pre-load steel survey report.

（船主の P&I クラブの定義する鋼材完成品について、鋼材の船積み前検査を船主の裁量で実施する。船主がサーベイヤーを手配し、第一に、船主が検査費用を支払う。鋼材の船積み前検査レポートの提供により、用船者は検査費用の 50%を船主に払い戻す。）

以下の各記事の中で、PLSS の重要性と目的などについて説明していますのでご参照ください。異なる推奨事項が紹介されている場合は、この Gard Insight の内容が優先します。

Gard News 144（1997 年 1 月 1 日付）「[Pre-loading surveys of steel products](#)（英文のみ）」

Gard News 153（1999 年 3 月 1 日付）「[Steel pre-shipment surveys](#)（英文のみ）」

Gard Insight 171（2003 年 8 月 1 日付）

「[Pre-loading surveys of steel cargoes – When are they recommended?](#)（英文のみ）」

この Gard Insight の記事に関する質問やご意見は、ガードジャパン株式会社（Email: gardjapan@gard.no）まで電子メールでお送りください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。